

本県における中学校の地域展開・地域連携は、令和 5 年 8 月に策定した「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」（以下、「県推進計画」という。）を参考としながら、各市町村がそれぞれのスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境等の状況に応じて今後の休日における部活動の在り方を検討し、部活動改革を進めている。

## 1 県の方針

学校の部活動から切り離して地域で活動する「地域展開型」を基本とするが、直ちに地域での活動への移行が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて、「拠点校（合同部活動）型」や地域人材が部活動指導を行う「地域連携型」により、生徒の活動の機会を確保しながら「地域展開型」への取組を推進する。

## 2 これまでの主な取組内容

- ・運動部活動在り方検討会の開催
- ・各競技団体との意見交換会の開催
- ・市町村訪問による意見交換及び広域連携を見据えた圏域ごとの意見交換会の開催
- ・国事業を活用した地域クラブに係る実証事業の実施
- ・部活動指導員や外部指導者を配置する市町への支援

## 3 県内における地域展開・地域連携の状況

- ・市町が取組の主体として地域の課題や問題点を洗い出し、地域の実情に応じた取組の方向性を検討し、地域・生徒・保護者の理解を得ながら取組を推進している。
- ・市町村が認定する地域クラブによる活動は 3 市町の 11 クラブであり、全県での取組には至っていない。（境港市 7 クラブ、伯耆町 2 クラブ、南部町 2 クラブ）
- ・R 7 は部活動指導員を 182 名、外部指導者を 74 名配置しており、多くの市町が地域連携型による部活動を実施している。

### 《課題》

- ・これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承する活動団体（受け皿）及び指導者の確保
- ・地域クラブの立ち上げや指導者謝金を含めた運営に係る安定的な財源の確保等

## 4 今後の取組

### （1）県推進計画の改訂

令和 7 年 12 月に文部科学省が改訂した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の内容を踏まえ、今年度中に県推進計画の改訂を行う。

### （2）県事業による取組

国のガイドライン改訂に伴い、新たな国庫補助のメニューが創設されたことから、それらを活用するとともに、市町村とも連携しながら県における地域展開・地域連携を推進していく。

細事業名	内容
（新規）地域クラブ活動への支援	・市町村が認定した地域クラブに係る運営費を支援する市町に対して経費の一部を補助する。国が新たに創設した国庫補助事業であり、指導者謝金や備品費も対象となる。
市町の体制整備への支援	・市町において、関係団体・関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
中学校部活動指導員配置事業	・教員の代わりに指導や大会引率等を担う部活動指導員を配置している市町に対して経費の一部を補助する。（配置予定：204 名）
部活動外部指導者活用事業	・運動種目に関して専門的な指導を行う外部指導者を配置している市町に対して経費の一部を補助する。（配置予定：90 名）
地域展開推進に向けた検討会開催等	・県に総括コーディネーターを配置するとともに、人材バンクの運営や部活動の在り方検討会や圏域ごとの意見交換会等を開催する。

※県を經由しないが、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に対する国庫補助制度も創設された。